

「摂取制限の対象品目の自家消費の取り扱いについて」に関する質問について

令和 8 年 9 月 1 日

原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム

Q 1 今回の通知で対象となる品目は何ですか。

A 1 対象となるのは県の定める出荷・検査方針等が策定されたものに限り  
ます。

摂取制限及び出荷・検査方針等に関する最新の情報については、下記の  
厚労省HPをご参照ください。

摂取制限：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html>

出荷・検査方針等：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/2r9852000001ddg2.html>

Q 2 現在も摂取制限の対象となっている品目・地域では、県が定めた出荷・  
検査方針等に基づき、非破壊検査等で判断可能な品目を対象に、スクリー  
ニングレベル以下の個体について、出荷可能とされていますが、本通知に  
より何が変わったのですか。

A 2 県の定める出荷・検査方針等において、対象品目（例：野生きのこ）の  
販売を目的とする採取・出荷を行う者はあらかじめ採取・出荷者管理台帳  
（以下、「台帳」。）への登録を行わなければならないこととされていま  
す。

一方、本文書では専ら自家消費を目的とする場合を対象としており、  
台帳への登録を行わなくとも、当該出荷・検査方針等に定められた検査  
により基準値を超えないことが確認できた場合には摂取可能としていま  
す。

Q 3 通知にある「個別の検査」とは、具体的に誰が、どこで行う、どのよう  
な機械によるどのような検査のことを指すのですか。

A 3 対象品目を自家消費しようとする者が、各市町村に設けられた検査場  
で、県が定めた出荷・検査方針等に記載された機種 of 機械を用いて行う検  
査を想定しています。

なお上記検査は、野生きのこ（まつたけ、なめこ、ならたけ、むきた

け、くりたけ及びまいたけ) について棚倉町の棚倉町役場、南相馬市のひばり生涯学習センターで検査する場合が該当します。(いわき市については現在調整中ですので、後日お知らせいたします。)

Q 4 通知にある「基準値を超えない～」という基準値とは 100Bq/kg のことですか。それとも別に定められた値があるのですか。

A 4 基準値とは、食品衛生法に基づく基準値を指しており、一般食品(飲料水、牛乳及び乳児用食品を除く食品)においては 100Bq/kg です。

非破壊検査等により検査を実施する場合は、県が定めた当該品目に関する出荷・検査方針等に基づく方法により、検査結果が当該出荷・検査方針等において定めるスクリーニングレベル以下であることを確認する必要があります。

Q 5 通知にある「摂取制限の対象として取り扱わない」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。

A 5 摂取制限の対象品目について、自家消費としての摂取が可能となることを指します。ただし、同品目に設定されている出荷制限の取扱いには変更がないため、出荷には適用されません。

Q 6 スクリーニングレベルの具体的な定義と数値を教えてください。基準値と何が違うのですか。

A 6 検査対象が基準値以下かどうか簡易に判定することを目的とするスクリーニング法として、非破壊検査法や NaI シンチレーション検出器を用いた破壊検査法があります。基準値はゲルマニウム半導体検出器による破壊検査法に適用される値ですが、非破壊検査法等は当該破壊検査法と精度が異なるため、非破壊検査等において基準値に相当するものとしてスクリーニングレベルとして設定しています。したがって、当該方針に基づく非破壊検査の検査結果がスクリーニングレベル以下のものは、基準値以下であることを確認できたものとして取り扱うことが可能です。

なお、スクリーニングレベルは用いる機種や測定対象品目によって異なるため、具体的な数値については県の定める出荷・検査方針等をご確認ください。

Q 7 非破壊検査器で測定し、スクリーニングレベル以下のものを他人に譲渡したり、道の駅の直売所や無人販売所等で販売してもよいですか。

A 7 他人への譲渡や直売所等での販売はできません。こうした出荷を目的とする場合については、トレーサビリティ確保や責任の所在の明確化等の観点から、採取・出荷者情報をあらかじめ台帳に登録することや、検査結果を証明するラベルを出荷物に貼付することなどが出荷・検査方針等において定められています。無人販売所等での販売や飲食店等での提供、無償譲渡についても、同様に取り扱われます。

Q 8 「摂取制限」と「出荷制限」の違いは何ですか。

A 8 出荷制限は、食品中の放射性物質検査の結果が食品衛生法に基づく基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合に設定されるものであり、このうち、著しい高濃度の値が検出された品目については、摂取制限も設定されています。出荷制限の対象品目については出荷の差し控えが、摂取制限の対象品目については摂取の差し控えが原子力災害特別措置法に基づき要請されており、これらに従う必要があります。

Q 9 現在、非破壊検査で計測・判断可能な品目は限られていますが、対応可能な品目は今後追加されるのですか。

A 9 非破壊検査法については、県の出荷・検査方針等において、「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（令和3年3月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡。令和7年8月28日最終改正。）を参考に定められているところです。同事務連絡に掲載されている品目は、福島県を含む関係県の要望に沿って厚生労働省の研究事業において検証を進めてきたもので、今後も、随時対象品目の拡充を検討していく方針です。

Q10 例えば、山で採ってきたきのこについて、その一部を切り取ったもの、もしくは同じ所に生えていた複数本の内の何本かだけを細切れにして破壊式検査機で測って基準値以下の場合、残りの細切れにしていない部分や個体を食べて良いか。

A10 県の定める出荷・検査方針等に基づき検査していただく必要があります。当該出荷・検査方針等は品目によって異なるため、該当する出荷・検査方針等を参照ください。